

平成19年第1回蟹江町議会定例会会議録

|             |                      |       |     |      |
|-------------|----------------------|-------|-----|------|
| 招 集 年 月 日   | 平成19年3月22日(木)        |       |     |      |
| 招 集 の 場 所   | 蟹江町役場 議事堂            |       |     |      |
| 開 会 ( 開 議 ) | 3月22日 午前9時00分宣告(最終日) |       |     |      |
| 応 招 議 員     | 1番                   | 松本正美  | 2番  | 加藤正雄 |
|             | 3番                   | 山田新太郎 | 4番  | 横江正己 |
|             | 5番                   | 安井興紹  | 6番  | 伊藤俊一 |
|             | 7番                   | 山田邦夫  | 8番  | 吉田正昭 |
|             | 9番                   | 山田乙三  | 10番 | 林英子  |
|             | 11番                  | 小原喜一郎 | 12番 | 中村英子 |
|             | 13番                  | 黒川勝好  | 14番 | 菊地久  |
|             | 15番                  | 高阪康彦  | 16番 | 猪俣二郎 |
|             | 17番                  | 大原龍彦  | 18番 | 飯田正勝 |
|             | 19番                  | 伊藤正昇  | 20番 | 鈴木泰彦 |
| 不 応 招 議 員   | 21番                  | 奥田信宏  |     |      |
|             |                      |       |     |      |
|             |                      |       |     |      |

|  |                                   |                   |             |             |       |
|--|-----------------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------|
| 地方自治法第<br>121条の規<br>定により説明<br>のため出席し<br>た者の職氏名 | 常勤特別職                             | 町長                | 横江 淳一       | 助役          | 水野 一郎 |
|  | 行政改革推進室                           | 室長                | 飯田 晴雄       |             |       |
|  | 総務部                               | 部長                | 坂井 正善       | 次長兼<br>総務課長 | 加藤 恒弘 |
|  |                                   | 税務課長              | 長尾 彰夫       |             |       |
|  | 民生部                               | 部長                | 石原 敏男       | 次長兼<br>福祉課長 | 斎藤 仁  |
|  |                                   | 住民課長              | 犬飼 博初       | 児童課長        | 佐藤 一夫 |
|  |                                   | 環境課長              | 上田 実        | 保健課長        | 西川 和彦 |
|  | 産業建設部                             | 部長                | 河瀬 広幸       | 次長兼<br>土木課長 | 水野 久夫 |
|  |                                   | 次長兼<br>都市計<br>画課長 | 佐野 宗夫       | 下水道<br>課長   | 絹川 靖夫 |
|  |                                   | 農政商工<br>課長        | 山田 晴雄       |             |       |
|  | 収入役室                              | 室長                | 松岡 英雄       |             |       |
|  | 水道部                               | 次長                | 上田 正治       | 水道課長        | 小酒井敏之 |
|  | 消防本部                              | 消防長               | 加賀 松利       | 消防署長        | 山内 巧  |
| 教育委員会事務局                                       | 教育長                               | 工藤 健三             | 次長兼<br>教育課長 | 伊藤 芳樹       |       |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                             | 議事会局                              | 局長                | 大河内幹夫       | 書記          | 山田 克彦 |
| 議事日程   | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。<br>(会議規則第21条) |                   |             |             |       |

- 日程第1 市町村合併特別委員会の調査報告
- 日程第2 行財政改革に関する特別委員会の調査報告
- 日程第3 議案第28号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第29号 蟹江町議会会議規則の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 蟹江町安全なまちづくり条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 蟹江町基金設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 蟹江町遺児手当支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第1号 平成18年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第2号 平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第3号 平成18年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第4号 平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第5号 平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第6号 平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第13号 海部地区水防事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第14号 海部地区休日診療所組合規約の変更について
- 日程第19 議案第15号 海部南部広域事務組合規約の変更について
- 日程第20 議案第16号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第21 議案第17号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第22 議案第18号 平成19年度蟹江町一般会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成19年度蟹江町水道事業会計予算

日程第32 議案第30号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書の提出について

日程第33 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第34 議案第28号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第35 議案第29号 蟹江町議会会議規則の一部改正について

○議長 猪俣二郎君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、平成19年第1回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力のほどをお願いいたします。

皆さんのお手元に市町村合併特別委員会調査報告書、行財政改革に関する特別委員会調査報告書、総務文教常任委員会及び厚生常任委員会の審査報告書が配付してあります。また、平成18年第4回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しのほどをお願いいたします。

本日の欠席は、奥田信宏君でございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 市町村合併特別委員会の調査報告を求めます。

市町村合併特別委員会委員長の菊地久君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○市町村合併特別委員会委員長 菊地 久君

市町村合併特別委員会調査報告書を報告をさせていただきたいと思っております。

本特別委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり報告をする。

1つ、特別委員会の設置。

設置日、平成15年5月12日。

設置目的、市町村合併問題に関する調査。

2、初めに。

平成11年4月に「市町村の合併の特例に関する法律」の改正法が施行され、合併特例債や地域審議会の制度が創設された。愛知県においても、市町村合併支援本部が13年4月に設置され、平成の大合併の機運の高まりとともに、各市町村において合併に向けた諸施策の取り組みが始められた。

平成13年12月、本町議会は新しい地方自治の確立に向け、市町村合併調査特別委員会を設置し、合併に関する諸問題の調査研究活動を開始した。調査活動を終える15年2月までの間、

10回の委員会を初め住民説明会（町と共催）、各種団体との意見交換等を行い、これをもとに同年3月定例会で「海部南部の四町村で速やかに法定協議会設置を求める」と結び、最終報告とした。

そうした経過を受け、5月の初議会において、本特別委員会は、前特別委員会から託された形で設置された。

なお、これまで本特別委員会が行った調査のうち、第1回から第14回までの経過報告については、平成15年6月定例会、16年3月定例会及び同年9月定例会において、それぞれ中間報告（いずれも委員長による口頭報告）を行っているため、この報告では別紙その概要を添付した。

### 3、調査の経過（特別委員会の開催）。

平成15年5月12日から19年3月9日までの間、計15回開催をした。

（1）第1回特別委員会から第14回特別委員会、別紙であります。これは、別紙を後ほどご参照をしていただきたいというように思います。

（2）第15回特別委員会、平成19年3月9日開催。

本町の合併のあり方を模索し、最終報告の取りまとめを行った。

なお、町長、助役及び行政改革推進室長の出席を求めた。

協議事項。

①愛知県市町村合併構想について。

県の推進構想を町側に説明を求めたところ、「県では、人口推移、高齢化の将来見通しから、小規模人口の市町村は行政運営にさまざまな課題があるため、まず人口1万人未満の市町村を対象に構想市町村の組み合わせを定め、合併推進へ段階的に検討していくとしている」と県の資料に基づく報告を受けた。

②合併後の市町村の現況と問題点について。

主として合併を果たせなかった市町村に関する意見が集まったが、郡内の動きについては、この数年首長の入れかわりが多く、合併の議論は4月の統一地方選後になると思うが、特に東部4町では、一部事務組合の尾陽病院が懸案事項となっており、合併議論に大きく影響してくる。また、合併先についても、4町間で温度差があると思われる。

3町村合併が果たせなかった理由として、都市型と田園型とも言える文化の違いがあったことを認識し、時間をかけた議論が必要であったという反省がある。

交通の面からすると、蟹江町を中心とした飛島村、七宝町との合併構想も考えられる。ただし、飛島の住民は、現在合併の考えはないようだという内容の意見が出された。

③蟹江町の考え方について。

初めに、町の考えを求めたところ、「現段階ではまとまっていないが、今は町が生きていくため、行財政改革を進めていかなければならない。19年度は各市町村の首長も出そろい、

合併の話が出ると思うので、近隣の動向を見ながら合併を視野に入れていきたい」との考えが示された。

各委員の意見として、合併先については結論に至らなかったが、合併しやすい環境づくりが必要であり、今後、近隣市町村間の文化的交流活動や施設の相互利用を促進すべきであるという考えで一致した。

4番、結びであります。

本特別委員会は、議会、行政、住民代表が一体となって過去15回にわたる協議を進め、合併に向けて真摯に取り組んできたものである。

設置から長きにわたる調査期間であったが、その間、飛島村の合併研究会離脱、蟹江町、十四山村、弥富町合併協議会設置及び12回の合併協議会開催、最終的に合併協議会廃止という結果に至ったことは周知のとおりであり、本特別委員会が行った調査活動のほとんどが、3町村合併協議会を取り巻く活動であった。そして、最終となった第15回特別委員会には、これまでの経緯を踏まえ、次の議会にどう継承していくかという考え方が背景にあった。

現在、国・県で道州制が検討されているが、自治体としての最終単位が市町村であることに変わりはない。地域の実情に応じたさまざまな施策を実施するために、一層の行財政改革を推進し、安定した財政基盤と能力を備えた基礎自治体の形成が不可欠であり、そのことが今後合併しやすい環境へつながるものとする。

市町村の合併の特例に関する法律の有効期限（平成18年3月31日）において、合併は果たせなかったが、合併そのものに期限はない。町は、今後も引き続き合併問題に真剣に取り組まれるよう切に要望する。

以上であります。あとは、4ページ以降は、ぜひお読みをいただきたいというふうに思います。報告を終わります。ありがとうございました。

(14番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

どうもありがとうございました。

質疑、討論を省略し、調査報告を終わります。

これをもって市町村合併特別委員会を終了することにいたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第2 行財政改革に関する特別委員会の調査報告を求めます。

行財政改革に関する特別委員会副委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○行財政改革に関する特別委員会副委員長 黒川勝好君

続きまして、行財政改革に関する特別委員会調査報告書を朗読をさせていただきます。

先立ちまして、今回、委員長の奥田議員でありますけれども、体調不良ということで、私、

副委員長の黒川が代読をさせていただきます。

それでは、1ページ目から、特別委員会の設置であります。

設置日、平成17年6月16日。

設置目的、行財政改革に関する調査。

2、初めに。

地方分権が本格化する中、深刻な財政危機に直面する事態にあつて、また平成16年10月には3町村合併協議会の解散を受け、自主・自立の行財政運営を余儀なくなれた本町においては、これまで実施された体制、事務事業の総点検といった小手先の改革にとどまることなく、大胆な改革が必要である。

このような状況の中、議会は平成17年3月定例会において、議員定数の削減を図り、現行22人から16人へと改革を行った。また、翌6月定例会では、改革精神を継承した形で本委員会が設置され、1年9カ月にわたり精力的な調査を行った。

調査の経過は次のとおりである。

3、調査の経過。

平成17年6月16日から19年3月9日までの間、計9回開催をいたしました。

第1回から第9回までは、お見通しのほどをお願いを申し上げます。

4ページ、お願いをいたします。

4ページの結びであります。

本委員会は、本町の行財政改革推進に資するため9回にわたる協議を行い、問題に取り組んできたものである。

取りかかりとして、老朽化した学校給食センターの建てかえ手法を検証した。

1、現有施設を改築した場合、2、施設内に建てかえた場合、3、新たな建設場所を求めた場合が想定されたが、町は建築の方針で進めているので、2と3を検討することとした。

敷地内での建てかえにおいては、用地確保のための取得費がかからない大きなメリットはあるが、例えば完成までの間、業務を民間に委託したとすると、管理栄養士を派遣しつつも、現在の給食の内容（水準）が維持できるかが疑問が残る。また、業者側にとっても、約1年という限定された期間に毎日3,000食を供給し、しかも、夏期休業等を条件とした委託内容に応じることは難しい条件だと思われる。

次に、新たに建築場所を求めた場合だが、PFI事業など種々の民営化手法と現行の直営方式が考えられるが、いずれにしても、給食空白期間に心配のないことが大きなメリットである。そこで、さらにPFI事業等民営化手法と直営方式を比較検討すると、前者は、民間資金を活用した安価で質の高いサービス提供が得られるとされ、財政的メリットを重点とするならば、大きな可能性があると思われる。

しかし、食の安全と食育に重点が置かれる現在の施策を反映させ、おいしい給食の提供を

どの範囲まで民間で行うのかは、十分に検討しなければならないため、計画策定から決定までは、業者選定や体制づくりなどに時間を要する。調理から搬送、配ぜんを初め、調理員らの処遇も十分に考慮しなければならない。

なお、平成17年4月現在、全国のPFI事業を活用した学校給食センターは、10施設（可能性調査実施施設及び断念した施設を含む）であった。

一方、後者の場合は、現行の給食内容が確保され非常に安心であるが、コスト削減をどう図るかは不透明である。

次に、町公共施設の指定管理者制度導入について検証した。

平成15年の地方自治法改正に基づき、17年9月に指定管理者制度導入の条件が制定された。56の町公共施設のうち、委託方式の見直しに伴い、高齢者生きがい活動施設と産業会館の2施設が制度導入された。

そこで、一部の自治体が導入されている図書館について可能性を検討したが、町図書館の職員人件費推移だけを見た場合、平成17年度約6,400万円、18年度約4,600万円で、民間委託した場合、概算費用6,600万円であること。また、図書館法によれば、図書館利用は無料であり、事業収益の見込みにくい施設であることなどから、導入は今後の検討課題であると考えられる。

以上のことを検証し、本委員会の具体的な結論までは見出せなかったが、行財政改革の手方は削減ばかりではなく、財源確保にも目を向けなければならない。

最終会議では、蟹江町の地の利を生かしたまちづくりとして、工場、企業誘致等による安定した税収確保と市街化区域拡大による土地利用の見直しなど、将来安定した財政基盤による豊かな地域づくりを求める意見が多く出された。町には、今後の施策に生かされることを要望し、報告とする。

以上であります。

(13番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

どうもありがとうございました。

質疑、討論を省略し、調査報告を終わります。

これをもって行財政改革に関する特別委員会を終了することといたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第3 議案第28号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 菊地 久君



議案第28号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」。

蟹江町議会委員会条例の一部改正する条例を次のように定めるものとする。

平成19年3月22日提出。

提案者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、小原喜一郎、同中村英子、同奥田信宏、同大原龍彦、同加藤正雄でございます。

提案理由でございますけれども、議員定数の削減に伴い、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を見直すとともに、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

めくっていただきまして、これは読んでいただいて、附則でございますが、この条例は平成19年5月1日から施行する。こういうことでございますので、後はよろしくご精読のほどをお願いいたします。

2ページには、新旧対照表も載せてございます。よろしくをお願いいたします。

(14番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号は精読にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第4 議案第29号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

提案を行います。

議案第29号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」。

蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成19年3月22日提出。

提案者、蟹江町議会議員、小原喜一郎。

賛成者、蟹江町議会議員、中村英子、同じく奥田信宏、同じく大原龍彦、同じく加藤正雄、同じく菊地久。

提案理由。

地方自治法の一部改正に伴い、本規則の一部を改正するものである。

1枚はねていただきまして、蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則。

蟹江町議会会議規則（昭和62年蟹江町議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

1枚はねていただきまして、新旧の対照表がございますので、これで提案理由の説明をさせていただきますと思います。

まず、第14条についてでございますが、その理由は、地方自治法第109条常任委員会の一部改正で、法改正前は、議会に議案を提出できるのは、一定数の議員だけでございます。それをこのほかに委員会による議案の提出を認めるというふうにしたものであります。

次に、第39条の第1項中「関与する事件は」云々というこの項についてでございますが、その理由は、標準町村議会会議規則を今回の改正にあわせて見直しをした結果、会議規則第92条請願の委員会付託、第1項中に「議長は、39条第1項の規定にかかわらず、請願書の写しの配布とともに」の規定と関連があるために、標準町村議会会議規則に沿った内容に、「会議に付する事件は」の次に「他に規定する場合を除き」を加えたものであります。

次に、第51条1項中「会議において発言しようとする者は」というところでございますが、理由といたしまして、「起立して先起立者」と規定しているが、今回ほかの改正にあわせて、当議会の実態に合わせた「挙手して先起立者」に改めるものであります。今まで規則上では、一応起立して議長と発言を求めることだったんですけれども、そんなことは慣例としてやっていますでしたよね。だから、その現実に合わせてということであります。

次に、第73条2項中、法第109条の2第3項という部分についてであります。その理由は、地方自治法第109条常任委員会第2項の次に1項を加えられたことにより、第3項を4項に改めたものであります。

最後になりますが、施行期日は平成19年5月1日とすると。ただし、73条第2項の改正規定は、公布の日から施行するというふうになっているんですが、これは議員任期が始まる日から施行することになっておるわけでありましてけれども、ただし、地方自治法の改正の施行日が18年11月24日になっているために、第73条は公布の日からということにさせていただきました。

以上、提案を行います。よろしく願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は精読にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は精読とされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第5 議案第7号「蟹江町安全なまちづくり条例の制定について」

日程第6 議案第8号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本4案は総務文教常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長 大原龍彦君、ご登壇ください。

(17番議員登壇)

○総務文教常任委員長 大原龍彦君

総務文教常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る3月8日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第7号「蟹江町安全なまちづくり条例の制定について」を議題としました。

初めに、今回の条例制定の経緯を伺いたいという内容の質疑がありました。

これに対し、県が安全なまちづくりに関する条例をつくられ、それに伴い昨年6月議会に向けて町独自の条例をつくるべく進めてきた。県では、市町村で統一的な条例にしたい意向であったので、それを待って今回の条例制定になったものであるという趣旨の答弁がありました。

次に、警察との連携の項目はこの条例にはないが、具体的には考えていないということかという内容の質疑がありました。

これに対し、第1条に「関係する機関、団体と連携した取組を推進し」という規定があり、警察はこれに含まれる。警察署と連携をとることになり、蟹江警察署が立ち上げている安全なまちづくり推進協議会、防犯協会などとも連携をとっていくことになるという趣旨の答弁がありました。

他にも同様の質疑がありましたが、質疑を終結し討論を求めましたところ討論もなく、議案第7号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

今まで休息时间と休憩時間で1時間あったものが、休息時間が15分なくなり実質45分になるのは、当然労働組合とも話し合いされたと思うが、この結論を出された経過と残業時の休憩の関係を伺いたいという内容の質疑がありました。

これに対し、今まで15分間の休息時間は、自席でお茶を飲む程度の休息という取り扱いをしていたが、国の通達では、民間には基本的にはそのような体制はないということ、組合とも話し合った結果、今回45分間で休憩をとるという運びになったものである。また、時間外時の休憩時間については、時間外の縮減に関する要綱の中で、午後5時15分から午後5時30分までの15分間は時間外勤務命令をしない、必ず休ませるよう運用しているのが現状であるという趣旨の答弁がありました。

次に、現在役場では、お昼は電気を消して、自席で弁当を食べ休息しているのを見てみると、役場は手狭であり、労働衛生上問題である。食事場所や休憩室をどのように考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、職員の休憩は、喫茶店へ行って過ごしている者、宿直室で仮眠をしている者、自席でくつろいでいる者などがいる状況である。今後は、食堂や休憩室の検討をさせていただきたいという趣旨の答弁がありました。

他にも同様の質疑がありましたが、質疑を終結し討論を求めましたところ討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。質疑、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を議題といたしました。従来の形から、なぜ今変更になるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、この土地開発基金は、先行取得に充てるための基金であったが、かなり先行取得すべき土地も済んでいることや土地開発公社で対応するというようなこともあった。もう一つは、町がこれから土地を購入するのはかなり減ってくるが見込まれている。こういう状況での基金を土地だけに縛っておかず、今後の財政運営上効率的に使わせていただきたいということで、今回提案させていただいたものであるという趣旨の答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、質疑を終結し討論を求めましたところ討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

(17番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

以上で委員長報告を終わります。

これより各議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第7号「蟹江町安全なまちづくり条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 猪俣二郎君

日程第6 議案第8号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第7 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 猪俣二郎君

日程第8 議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 猪俣二郎君

日程第9 議案第11号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」

日程第10 議案第12号「蟹江町遺児手当支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本2議案は厚生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

厚生常任委員長 林英子君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○厚生常任委員長 林 英子君

厚生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る3月8日に委員会を開催し、委員6名の出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第11号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。

初めに、今回の改正によって、予算的な変化はどのぐらいか。また、小学校6年生までの入院だけでなく、通院も対象にした場合、町の単独負担分はどのぐらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、試算として、年間600万円ほどの増を見込んでいる。また、通院も対象にした場合、試算では年間1億5,300万円ほどの町単独負担になるという趣旨の答弁がありました。

次に、この改正は町長の選挙公約の中にもあったものだが、今後の考え方についてはどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、子育てしやすい環境づくりのためにもこれを第一弾として、今後も必ず考えて実現させていきたいという趣旨の答弁がありました。

次に、入院の定義について、どのようなものが入院として扱われるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、領収書を提出していただき、その中で入院と記載されていれば、1日でも入院として手続をするという趣旨の答弁がありました。

次に、現物支給ではなく、償還払いにしたのはなぜかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正部分は、入院のみという一部だけのものであり、医療機関窓口や請求事務等の混乱による事務の煩雑化を防ぐため、償還払いとしたという趣旨の答弁がありました。

他にも同様の質疑がありましたが、質疑を終結し討論を求めたところ討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町遺児手当支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」を議題としましたが、質疑、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(10番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

以上で委員長報告を終わります。

これより各議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決に入ります。

日程第9 議案第11号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○12番 中村英子君

12番 中村です。

ただいま委員長より今回は入院のみを6年生までということで、それに係る費用は、補正に600万円ということで上がっていることは、今お話ありましたけれども、これは通院も含めた場合の概算予算ということでどれぐらいかかるのかという質問に対して、1億5,000万円ほどだというふうに今委員長が言われましたけれども、そうしますと、現在1億1,400万円というものが計上されておりますので、通院をした場合のプラスになる予算的な概算の数

字ですので、実態とはかけ離れているかどうかということは別にいたしましても、4,000万円程度というふうになるわけですが、その辺の数字は、そういうことでよろしかったのか、私は、これは8,000万円ぐらいふえるというふうに事前には聞いておりましたので、その辺の数字的なことの確認を委員長にいたします。

○厚生常任委員長 林 英子君

ちょっとこのことについてわかりませんので、すみません、民生部長、答弁お願いできないでしょうか。

○議長 猪俣二郎君

委員長報告ですので、委員長の方から。

○厚生常任委員長 林 英子君

では、また後ほどいけませんか。

○議長 猪俣二郎君

林英子君、厚生常任委員会の中で同じ質問が出ておりますので、その答弁をしていただければ結構ですから。

○厚生常任委員長 林 英子君

すみません、ちょっと休憩させてください。すみません。

○議長 猪俣二郎君

それでは、暫時休憩します。

(午前 9時42分)

○議長 猪俣二郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時45分)

○厚生常任委員長 林 英子君

すみません。小学校卒業までの入通院ということで試算しますと、約8,300万円ほど超えて、先ほど申しあげました1億5,300万円ほどが町の単独負担になるという見込みを立てております。

○12番 中村英子君

いいです。数字的なことですので、後ほど確認させていただければよろしいので、もう質問はよろしいです。

○議長 猪俣二郎君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。



これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第10 議案第12号「蟹江町遺児手当支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第11 議案第1号「平成18年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○12番 中村英子君

12番 中村です。

75ページにあります蟹江中学校の体育館のことについてであります。

これについて、何度も少し建物についていいのかなということで質問しましたけれども、自信があつて大丈夫だというような答弁がありましたね。ですから、問題はないというふうに思いますけれども、体育館の上部なんです、上の方が全部ガラス張りということで、ガラスが入っている設計になっているんですけれども、採光の面、明るさでは、これは大変いいことだなというふうに思うんですが、一つの体育館の目的として、プラス避難所としての使用ということが念頭にあるというふうに思うんですね。地震が、大きなのが来るといふようなことで、耐震をしなければいけないと、そして大きな地震、震度6ぐらいだと思うんですけれども、それに対しては耐震の設計をして、避難所としての機能というものもやはり持

たせるということだと思ふんですけれども、そのガラスなんですけど、壁面両方全部ガラスで、当然そういうものに耐え得る最新のいいものというふうには思っておりますけれども、ガラスというものは、いざ割れると落ちてきたりしますので、その点の心配についてどうなのかということでご質問をいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

お答え申し上げます。

確かに今回つくろうとしている体育館の壁面といいますか、上部部分はすべてガラスになっておりますので、そういう心配はあるのかと思います。これは設計の方にもいろいろ聞いておりますが、基準というのがやはりこういう公共施設というか、学校の施設に関する建設の耐震の基準というのがあります。耐震の安全性というそういう言葉がその基準の中に入っています。当然、学校の施設というのは、体育館に限らず避難施設という格好になりますので、ここでいう安全性というのは、要は大地震が起きた後に、人命の確保は当然の話ですが、建物に大きな補修というか、地震が起きれば、必ず建物には何らかのダメージは受けると思いますが、建物の大きな補修、そういうものをする事なくして建物を使用することができる、そういうことがまず第一に挙げられています。

また、そうやって使用できるということで、先ほど言われました避難所の関係で、災害の対策活動ですとか、被災者の受け入れ、そういうのが可能な建物、そういうことがこの基準の中にうたわれておりますので、今回の建物についても、当然そういうことが言えるという格好になっています。

ガラスについてですが、ガラスは当然通常のガラスということじゃなくて、強化ガラスというそういうものです。強化ガラスといいますのは、よく車の、今はフロントガラスは多分合わせガラスになっておりますが、側面のガラスやなんかは同じやはり強化ガラスで、何かバツと当たったような場合、ばりばりの状態で崩れるような格好でガラスがなると思います。従来のガラスですと、とがった鋭利な形で割れてしましますが、そういう強化ガラスがもし割れたような場合、そういう場合は、本当に通常の3ミリぐらいですか、そのぐらいの大きさになって割れると、そういう格好になっています。それは、もし割れた場合の話です。

今回、屋体に新しい体育館のガラスは、厚さは大体4ミリぐらいの厚さということで聞いておりますので、通常のそれこそ設計の方に前聞いたところによりますと、私たちはどうしても神戸の地震を思い浮かべますが、神戸級の地震というのには大丈夫なんだろうかと聞いたところは、当然神戸級の地震に対応するような設計となっているからそれは大丈夫だという、そういう話を聞きました。

それから、もう一つは、建物の設計の中では、一般の建物、今通常の建物、いろいろな建物が建ちますけれども、そういう建物の基準に比べると、特に学校の建物というのは、耐震

基準は通常の建物を1とすると、1.25倍の耐震強度が保たれるような設計をするので、その辺も私どもとしては大丈夫かなと、そんなふうに考えています。

以上でございます。

○12番 中村英子君

耐震、耐震ということで、建物を建てなければいけないわけですがけれども、コストのことなんですけれども、日本は地震の国でありますので、今言われたように、常に地震に対して備えるという意味でコストがかかるというふうに思います。それで、今も答弁されたように、学校の施設関係ですと、1.25倍というようなことで強度ということだと思わんですけれども、コストがガラスですけれども、耐震にすると、今言われたように、4ミリの厚さで3ミリぐらいに割れるということで、大変コスト的にも通常のものよりかなり高いというふうに思わんですね。ですから、私たちは、耐震ということでどれぐらいのコスト増ということになっているのか、その辺のところですがけれども、もし把握しているなら、耐震を強化するための負担増というもの、これはどの程度のものなのかお伺いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

具体的にガラスを使うことによって、どのぐらいのコストが高くなっているのかということとは、すみません、私はちょっと知っておりません。ただ、一般的に建物を建てるような場合は、平米当たり大体30万円を基準に考えるという、そういうことを聞いておまして、そういうことからすると……

(発言する声あり)

はい、そんなことを聞いています。ですから、この屋体に限らず、大体そういう基準でもって建てられるということを知りますので、ガラスといえども、それほど高い金額でもってということではないかなとは思っています。

それと、当然、あと耐震的に強度を増すということは、要はがたいの部分で、鉄筋がたくさん多分使うんだろうなと思います。ガラスというよりも恐らく鉄筋といいますか、鉄の部分が多くコスト増というか、通常のものより大きくなるのかなという感じがします。

○12番 中村英子君

それで、町長にお伺いしますけれども、代表質問のときにも申し上げましたが、このように補正予算でも7億6,000万円ということで、一応概算ですけれども上がっております。コストも非常に高いものを負担しなければなりません。地震の関係で、非常にコストの高いものを負担していかなければいけないわけですがけれども、入札と落札の関係ですがけれども、先回も申し上げましたように、98.63%というのが過去5年間の5,000万円以上の蟹江町の落札率でありますので、これについて、何らかの改革が必要ではないかということをお伺いしました。簡単に「はい、改革します」というふうに答弁できないことは私も十分承知をしておりますけれども、今回の入札に関しても一般競争入札、指名競争入札いろいろあるわけですが

けれども、入札の範囲、制限つきにするのかしないのか、その辺のことについてどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

今回は、一応入札方法としては、制限付きの一般競争入札でお願いをしたいというふうに思っています。

それで、建設費用のことでありますけれども、大変先ほど来教育次長が答えていましたが、耐震で、では余分に幾らかかるかというのは、非常に算出しにくいというふうに私も聞いております。ただ、今回の体育館の設計につきましては、紆余曲折、実は設計の段階からいろいろな話を聞いております。といいますのは、体育施設のみならず、ご存じのように町民の避難施設、それから生涯学習の拠点としても多目的に使いたいということがありましたものですから、そういう意味で若干コストがかかる部分もありますが、最小限カットできるものはカットして、使いやすいような多目的な施設にしたいというふうに考えております。そんな中でのまだ概算でありますけれども、7億6,000万円という補正予算を上げさせていただきました。

入札の方式につきましては、従来いろいろなことが言われております。入札率の問題もありますが、それも十分加味して、注意して今後もやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

総論としてまず最初に伺っておきたいわけではありますが、今回の補正予算というのは、特徴的なのは積立金が非常に多いですね。挙げてみますと、公共施設整備基金積立金が1億円、財政調整基金積立金が4億6,000万円、それから土地区画整理事業基金積立金が9,000万円ということで、約6億円くらいの積立金が合計としてあるわけですね。それで、では歳入の大きなものを見てみますと、町債が9億円で圧倒的に多いわけで、あとは1億円台の繰越金と教育費国庫補助金ですね。こうなっていますので、例えば年度末に予期せぬものがぼんと来たらしようがないで、これは財政調整基金に積むしかないなど、こういう結論になるわけですが、そうじゃない大きなのは町債だけなんですよね。町債は、これは確かに、だけれども、これは、目的ははっきりしているわけですから、そういう点からすると、年度末に来て積立金をこれだけするという事は、金が余り過ぎてしまって、困ってこういうふうにはばらまいて積み立てをやったふうにはしか受け取れないんですよ。

こういうことをやって、結局、単年度収支は赤字になるんじゃないかと。結局15、16、17、18とそういう操作をやって、結果は赤字ですよと、大変苦しいですよということを言いたいというふうに受け取れるんじゃないですか。これはやはり問題だと思うんですね。4年間も

同じことを繰り返してきておるわけですから。しかも、年度末になって急遽大きなお金が入ってきたわけじゃない、大体予測ができた内容のもの。だから、それは、行政の貧困から結果としてこうなっていると言わざるを得ないんですよ。金があっても、何もやることやらないからか余ってしまうという、こういうことですね。この辺のところを私はぜひ今後の予算の組み方や行政の取り組みの熱意というか、そういうこととかかわって承っておきたいわけでありまして。それがまず最初の問題です。

大きな問題は、それともう一つ、中村英子議員に関連する75ページでしたかの中学校建設に関連をしてであります。私は、須西小学校の工事で、入札で談合があったということ指摘したときに、町は今後入札制度の改革をやる必要があるんじゃないかということを経野県や、あるいは小諸市などに学んでやるべきだということまで申し上げて、答弁は、議会広報にも答弁そのものが丸々載っていますですけども、町は改革に取り組みたいという、期限も今年度内にということを答弁していただいておりますよね。そのときのためにそのことを言っただけなのか、約束を果たしてきておるのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいわけでありまして。

私は、その後長野県の入札制度改革、希望型一般競争入札ですか、これはさらに細かく小さいものまで反映させていって、非常に成功しているようですね。研究すべきだということをお願いしたと思うんですけども、その辺についてはどうなのか、今議会の中でも、その答弁は全然聞かせていただいているわけでありましてけれども、実際、改革のための研究を進めているのかどうなのか聞いておきたいわけでありまして。

あと、小さな問題でございますけれども、49ページですね。委託料がこれは行政の貧困さ云々ということとかかわって承るわけでありましてよ。委託料が一番上の方から10行目くらいですか、2,330万円の執行残、下の方の委託料、下からやはり十二、三行目か15行目くらいですか、1,254万1,000円の執行残というふうになっているわけでありましてよ。それで、一番執行残の大きい部分にその上の予防接種もありますけれども、2,445万円というのものもあるんですけども、こういう住民サービスにかかわったところで執行残が非常に多いということが目立つんですね。この辺について、やってみた結果が、応募者が少なかったとかどうだとかいうことになるんじゃないかと思うんですけども、応募者が少ない云々と言ったとしたって、これは行政の貧困さということとは言えないことはないわけですから、そういう点でどういう結果なのか聞いておきたいわけでありまして。

まず、とりあえず3点について承ります。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず、1点目の積立金のお話でございます。

おっしゃるように基金としての積み立ては、そういった形でさせていただきました。以前にお話をしておりますが、今そういった基金がないと、次の運用がなかなか難しいという

ふうに判断してさせていただいたのは確かでございます。ただ、先ほど来のこの18年度の補正予算の6ページを見開いていただきますと、そちらの方に起債がございます。今おっしゃってみえます目的債については、上の2つを除いたものが実際事業目的債でございますので、こういった状況は出ております。ただ、その前の2つにつきましては、両方で合わせますと4億3,000万円ばかりでございますが、これは実は赤字の地方債でございますので、これを借りなければ、確かに4億3,000万円の基金への積み立てはなくなるわけでございます。そういう方法もございます。ただ、それをやりますと、後年への資金の運用がなかなか難しいというふうに判断をさせていただいて、今回はこういった形で、この起債もそのまま借りさせていただくという内容で進めさせていただいた結果でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、入札につきましてですが、確かに私どもおくれではあります。ただ、一生懸命やらせていただいております。といいますのは、この4月、19年度の契約につきましては、前の議会でもお話ししました10%、20%の違約金を賠償金としてきちっと取れるような、そういう契約規則の改正を実はいたしまして、この4月1日の分からは、そういう形でやらせていただきます。そういったものを既にこの3月の間に私どもとしては、業者についてそういったものを明示しまして、今後の入札についてはそういったことが始まるということで、また入札を終わりました契約につきましては、すべての契約についてそれを入れさせていただいて、締めていくということを考えております。

私どもの方も、先ほどおっしゃっていただきました一般競争入札あるいは制限付きの競争入札、そういった希望型の入札等も検討しております。ただ、現在は国の方からもそういった金額の低廉化を図れということで勧められ、私ども方にもそういう指針が参っております。それにつきましても、私どもの経営規模、財政規模と、そして契約の規模に応じまして今後そういったものを検討させていただき、随時そういったものを私どもの方もさせていただきたいというふうにして、今、財政担当とともに研究をしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○保健課長 西川和彦君

49ページの伝染病予防接種医師委託料2,330万円ですけれども、これは日本脳炎、これで2年目になりますけれども、国の方は中止していますので、その余りの分でございます。

それから、下の委託料の全体で1,254万1,000円、これは18年度から基本健診の個人負担1,000円をもらうようになりまして、少し減ったというのが原因でございます。ですから、基本健診は減りましたけれども、反対にがん検診の検診率は上がったというのも、お認めをいただきたいと思っております。

以上です。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございますが、つまり私は、年度末に積み立てをやって単年度収支赤字と、こういう操作、15年度はそうじゃないようにしてありますけれども、これは訂正しましたですね、1億7,000万円の黒字に。本当は1億1,000万円の赤字なんだけれども、1億7,000万円の黒字に実績報告ではしてありました。しかし、その後の16、17のやり方は、15年度マイナス1億1,000万円というやり方であったので、15年度の1億7,000万円を訂正すべきだということで、訂正することに課長の答弁がありましたですね。そういうことから、15、16、17、18と単年度収支赤字と、お金がありませんと、こういうことになるわけですね。

しかし、実際にはそうじゃないということになるわけで、私は、前の3年はなるほどおっしゃるように小泉さんの財源移譲の方向がはっきり定まらない、だからなかなか見通しが立たない、こういう理屈が成り立つわけですがけれども、18年6月には増税をやって、大変住民いじめになったわけですがけれども、結果として自治体は、その税源移譲によって、特に蟹江町はそういう特徴のいい、それにうまく乗っかる特徴的な町だったので、それはよかったと、こういう結果になっているわけですね。ですから、収支の見通しというのは、それ以降はできるはずなんです。しかし、6月ですからそれ以後かなりの月日もありました。

だから、そういう中で、積極的なことをやろうとすればできたわけでありますよ。しかし、そうではなしにそういう状況を見過ごしてきて、金が残っている、こういう操作をすると、こういうことになるわけで、意図しておるのは、いや、意図的にやったということでは、さらに行財政改革を強行にやらなければいけないので、お金がないと言わなければいけないのでというふうに言ってしまうまでですけども、しかし行政というのはそうじゃありませんから、そういう点で、特に大増税あるいは住民いじめの行政が続いているわけですから、これは国も、地方も国に学んでそんな住民いじめをやっては、これはいけないと思うんで、多くの自治体は、国のそういうところを補てんしていることをたくさんやっているわけですから、そういうところが全くないということになれば、本当に自治体らしさがなしになってしまうわけで、その辺に照らして私は聞いておるわけなんです。とりわけ今年度は、見通しがほぼできる方向なんで、そういう点でどうなのかなと思いますので、これからそういうことに照らしてみても、どうしていくかということ再度聞いておきたいわけであります。

それから、入札の問題は、蟹江中は大きいわけですから、この蟹江中から適用してもらおうとありがたいなというふうに私は思っておったんですけども、いわゆる改革案をです。幾ら厳しい違約金を取る条例改正をやって、談合防止策が不十分であれば、そんなものは絵にかいたものなんです。ですから、談合防止策をどうするかということが非常に大きな問題だと思うんです。だから、そういう点で、やり方を多くの自治体が今積極的に取り組んでいます。名古屋市でもこれは最近顕著じゃないですかということで、談合もかなり

認めさせて、損害賠償請求もやっているじゃないですか。全国的に入札制度問題から宮崎県知事もそういう結果として生まれた結果ですよ。非常に大きな問題になっているわけですよ。そういう意味では、大いに研究を進めていただきたいというふうに思うんですけども、今後どういうふうな取り組みをしていくのか、ちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

申しわけございません。積立金の方と収支の赤字というお話で、私の説明が不足しまして、これは積み立てをしなければ、収支赤字は4億円出ます。反対にお考えのような気がして申しわけございません。私ども、さきにこの18年度には5億円の積立金の崩しをして、そして財調基金を崩して、そして予算を立てております。これを4億6,000万円ほど戻させていただいたということで、その差額が実は収支の赤字ということで、マイナスの4,000万円というような形で、今度18年度の決算では出てまいります。これを間違えまして、私どもの方が先ほど言いました今借りておかないと借りられない赤字債、これは3年後にはなくなるということをおっしゃっております。これを借りずにそのままにしておけば、ことしの18年度の収支は、マイナス4億3,000万円というような形でどんと出てまいりますので、そういった運用は、やはりよくないということでさせていただいたわけでございますので、申しわけございません、私の説明が不足しておりましたが、そういった内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、入札の改革でございます。時に名古屋市等もどんどん金額を下げているというふうに聞いております。ただ、そういった状況に対応するために、私どもも先ほど申し上げました今年度につきましては、そういったことも検討させていただきたいと。やはりそれが一般競争入札のいろいろな形態がございます。参加の形とか募集型とかいろいろございますので、それに合った形をどのような金額で、こういった工事あるいは建築に対応させていくかということを検討させていただいて、早い時期にまたそういったものを進めさせていただきたいと思っております。

それと、平成20年度からは、実は電子入札を進めるべく今用意を進めております。そうなりますと、もう少し入札の手続が簡易になりますので、その段階では、先ほど来の内容をもう少し厳しく盛り込めるんじゃないかというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、7億6,000万円を使わせていただきます蟹江中学校の体育館の増改築工事でございます。こちらにつきましては、当然私どもとしては制限つきだと思いますが、一般競争入札が見込まれておりましたので、またこれは18年度予算ではございますが、19年になってからの入札でございますので、違約金の件もそれ以降の契約日に対応する形でやっておりますので、全部反映できるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。



(発言する声あり)

はい。少し今お話をさせていただきました、説明させていただきました平成20年度からは電子入札が始まりますので、予定しておりますので、それにあわせて、もう少しおっしゃるように、諸方のいろいろな市町村の状態もきちっと確認をし、県からの、国からの指示もごさいます。その金額設定をもう少しきちっとやって、そして進めさせていただきたいと。金額のランクによって指名でも何社ということがごさいます。指名でいくのか、そして一般競争入札にもいろいろな方法がごさいますので、そのランク分けといたら語弊がありますが、金額によって対応する契約の進め方にしたいと、入札の進め方にしたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○11番 小原喜一郎君

私は、地方債の6ページの債権のこれをそっちに充てるべきだという意見じゃないんですよ、言っておきますけれども。これを残せば黒字ですよ。つまり、積み立てせずに残せば、これを返さない、返さずに残せば黒字じゃないですか。そういうことを言っているわけですよ。いや、それはそうじゃなくて、もっと積極的なことをやる必要があったのではないかと、このお金を使ってということをお願いしたいわけで、もう一つは、先ほどの委託料の執行残ですね。これにつきましても、結局例えば基本健診1,000円取るようになったから、つまり住民の皆さんは我慢をして、1,000円もったいないからで残すことになったわけなんでしょう。国がやることを後退させたから、それも結局住民の側からすれば、我慢することになったわけなんでしょう。そこなんですよ、言いたいのは。行政と住民との関係でいうと、住民はそういう行政があるから、積極的に例えば基本健診も受けるわけですからね。そうでないとすると、国保税でもそうですけれども、変なものをやると、やはり我慢してしまうようになってしまうんですよ、住民の側からすれば。そこがやはり行政じゃないですか、そこを私は言いたいんです。

そういう点でこれは要望ですけれども、これは結局、簡単に淡々と国が行政を後退したからこれは余ったんだと、基本健診をやったからこれは余ったんだと言いますけれども、住民の側の方から見ると、それは我慢につながっているわけですからねということを申し上げておきたいわけでありましてよ。そういうことをやる考えて、本来の自治体としての使命とか、姿勢といいますか、そういうものをつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長 猪俣二郎君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

本予算につきましては、先ほど申し上げていますように4年間続いておるわけですが、年度末になって積み立てをやって赤字をつくり上げる、演出する、そのことによってお金がないことを演出してということは、地方自治体の本来のあり方からして、けしからんというふうには私は思うんです。そういう点で、今回は単にこのことだけに限るわけですがけれども、年度末になって公共施設整備基金積立金1億円、財政調整基金4億6,100万円、土地区画整理事業基金積立金9,000万円、こういう操作をするということについては反対でありますので、本予算原案に反対であります。

○議長 猪俣二郎君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○20番 鈴木泰彦君

20番 新政会 鈴木泰彦です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算は、19年度に予定をしておりました蟹江中学校本館耐震補強工事及び同屋内運動場の建設工事、これが18年度の国の補正予算に対応する形、いわゆる事業の前倒しといったことで町の方もこれが補正になったわけで、歳入面では蟹江中学校西校舎、東校舎、本館及び屋内運動場工事補助金並びに町債であります。

一方、歳出は大半の事務事業の支出は終わっているため、その執行残の減額であります。しかしながら、今回は先ほど述べたとおり、蟹江中学校本館及び屋内運動場の建設事業の予算、これは財政上の運用措置として繰越明許費ということになされております。こういった計上をしたため、補正額が膨れたものでありますが、今後も厳しい財政事情をかんがみつつ、健全財政に留意していただくことをお願い申し上げ、本案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長 猪俣二郎君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第1号「平成18年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

ここで暫時休憩をいたします。10時40分から再開をいたします。

（午前10時24分）

○議長 猪俣二郎君

休憩前に引き続き会議を始めます。

(午前10時39分)

○議長 猪俣二郎君

日程第12 議案第2号「平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第13 議案第3号「平成18年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第14 議案第4号「平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第15 議案第5号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第16 議案第6号「平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第17 議案第13号「海部地区水防事務組合規約の変更について」を議題といたします。  
本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第18 議案第14号「海部地区休日診療所組合規約の変更について」を議題といたします。  
す。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第19 議案第15号「海部南部広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。  
本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第20 議案第16号「海部地区環境事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第21 議案第17号「愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第22 議案第18号「平成19年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許可します。

○11番 小原喜一郎君

11番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

国の予算は、まさに大企業に大盤振る舞いを、そして弱者をいじめる予算となっております。蟹江町の予算はどうだろうか。まさに国に学んだかどうか知りませんが、蟹江町でも、小泉さんの構造改革路線をそのまま受けて行財政改革を推進するというので、19年度はまさに行革元年として、住民へのサービス行政を一層後退させる方向が浮き彫りになっている予算だと言わなければなりません。とりわけ定率減税の廃止云々もこの19年度ではさらに進行するわけで、さらに一層蟹江町の予算を通じても、住民の格差と貧困が広がるであろうということが予測される、そんな予算になっていると言わなければなりません。

とりわけ行財政改革の具体化の中で、長寿会の皆さんへのバスの送迎を廃止する云々ということは、今や長寿会の皆さんの本当に大きな問題として、町長も4、5、6ですか、3カ月間で見ただけで結論を出したいと言ってくれたんですけども、しかしその方向は、できればなくしたい方向のようでございますので、まさに住民いじめそのものと言わざるを得ないというふうに思うわけであります。さらには、一層広がる貧困という中で、増税とあわせて一層暮らしが追い詰められる、皆さんへの一定の温かい手を差し伸べる自治体らしい行政が具体化されなければもうそだというふうに思うんですけども、それも見えてきておりません。

ですから、蟹江町の住民は、本当に不幸せな自治体に生まれたんだと言わざるを得ない状況になっているわけでありますけれども、ほぼ同じ財政規模である弥富市は、例えば乳幼児医療費無料制度も評価しないわけではありませんよ、蟹江町では一歩前進しているんですけども、弥富市は中学校卒業までやるという方向ですね。あるいはこの3月議会でも明らかになったようですけども、先ほどから言う弱者の皆さんへの税の減免、これもやる方向で答弁があったと、こういうことなんです。つまり自治体の姿勢が丸々違うんですよ。住民は、だからそういう点で不幸せだということと言わざるを得ないわけでありますけれども、そういう予算になっていることを指摘したいというふうに思うわけであります。

確かに積極的な面は、乳幼児の医療費でもありますし、中学校の階級にもあるわけですけども、しかし本当にきめ細かな住民への温かい行政サービスというのは、今日大変重要になっているわけでありまして、その点に照らしてみても、本予算はまさに反住民的であるということと言わざるを得ないわけであります。

以上の観点から平成19年度予算案に対して反対であります。

○議長 猪俣二郎君

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

○17番 大原龍彦君

17番 清新クラブ 大原龍彦です。

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成19年度の当初予算につきましては、歳入のうち町税は三位一体改革の税源移譲等により前年度比9.4%増収となっておりますが、その反面、所得譲与税額は皆減し、また町債については半減している。ただし、これは、当初19年度予算に計上する予定であった蟹江中学校屋内運動場建設事業等が、国の補正予算に対応して18年度補正予算に計上されたものであり、当初予算としては前年度比で8%減となっております。

歳出は、主なものとして平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に関する予算や蟹江西保育所増築事業、また橋梁耐震補強事業や駅北区画整理事業に対する補助金、さらに消防、災害関連予算などを計上しており、乳幼児から高齢者までの福祉政策や防災関連事業を推進するためには、必要不可欠な予算計上であると思われまます。財政厳しい折、堅実な事務事業の推進を願って、本案に賛成をいたします。

○議長 猪俣二郎君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第18号「平成19年度蟹江町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第23 議案第19号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許可します。

○10番 林 英子君

反対の立場から討論をいたします。

国保の世帯数は、蟹江町は6,644世帯あります。そのうち保険証の未交換の方が385、1カ月の方が75、3カ月の方が205、6カ月の方が38、1年の方が33、足してみますと736世帯、この国保の世帯数の1割強の方が本当に今保険証もなく困っているという実態を考えますと、どのような生活になっているのか、本当に察しても私たちは苦しみを覚えるものであります。



生活保護基準以下の方、70歳以上のひとり暮らしの方や年金しかない方、また一生懸命働いてもパート代や生活費を払ってやっと生活をしている、この方たちは生活保護基準の人よりも低い人が多いのです。その中で、滞納があるだけで短期保険証の発行になり、本当に払いたくても払えない国保税になっていると言わなければなりません。

蟹江町は、確かに減免をやっている。それは法定減免だけです。申請減免も行うべきだということは、私はいつも一般質問の中で言ってまいりました。法定減額というのは、厚生労働省は、この制度は申請に基づくものでなく、自治体が対象者を自動的に減額するものがあります。一方、申請減免とは、私たちの要求しているのはどういうものかといいますと、具体的な適用基準は、各市区町村が条例なり、首長の権限で決められます。これは地方税の第717条に沿って減免をしてほしい、しなければならぬ、そういう要綱が書いてあるものです。蟹江町は、この申請減免を行っておりません。そして、弥富市では、こういう例えば平等割、均等割の方、半額にする条例をつくりました。蟹江町の予算を見ても、そのようなことがうかがえません。15年度には1億5,000万円、16年度には1億3,500万円一般会計より繰り入れをしておりましたが、今では8,000万円になっております。けれども、基金として1億5,700万円持っています。そして、去年の住民税の増税などで、本当に国保に払いたくても払えないという人がふえているということが国全体を見てもうかがえます。

ですから、一日も早く仕組みを直して、皆保険制度ということを実行すべきだというふうに思います。たびたび弥富市の話が出ますが、財政規模は弥富市とほぼ一緒です。そういう中でも行っているということは、行えるということではないでしょうか。ですから、蟹江町でも申請減免をぜひ実行して、みんなが保険証が手元のある、そういう暮らしに持って行ってほしいという立場で、この予算にはそれが一向に見えてきません。ですから、反対をいたします。

○議長 猪俣二郎君

次に、賛成討論の発言を許可します。

○15番 高阪康彦君

15番 清新クラブ 高阪康彦です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の予算は、医療制度が大きく変化しようとする中、歳入については11億8,700万円と税収が大きく見込めないが、療養給付費交付金については、1億6,500万円増の大きな増収を見込んでいます。これは、一般から退職の切りかえが積極的にされていると言え、このことが国保財政の健全化に寄与するものと思われれます。歳出についても、退職者の医療費が1億6,000万円の増で大きく伸びています。

また、今年度の重視する点は、保健事業の人間ドック受診者数を大きくふやしたことであります。これは、町が被保険者の健康対策に力を入れていると言えます。ただ、収納率につ

いては低下傾向にあり、収納率を上げることが国保財政の安定化につながるものであるので、努めて収納率の向上に一層努力されるよう要望し、賛成をいたします。

○議長 猪俣二郎君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第19号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第24 議案第20号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

本案は、3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対の発言を許可します。

○11番 小原喜一郎君

11番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

たびたび私は指摘しておりますけれども、19年度も1億5,200万円ほど一般会計から繰り入れるわけでありましたが、ずっとある医療機関による請求額のおくれで、1億円以上のお金がほとんど遊んでおるといえるのか、遊ばせておることが続いているわけでありまして、本件によって、単に老健の会計だけじゃなしに、一般会計、国保会計も含めて大きな迷惑をこうむっているわけでありまして、これは住民に対する本当に生きたお金として使うという観点からすると、大きなロスになっているわけでありまして、だから、これは、積極的に思い切って解決していただくことが本当に重要だというふうに思うんですけども、それは、そういう点から本予算もその意気込みといいますか、そういうことが感じないだけに賛成するわけにいかないんですね。だから、そういう観点で、このことだけで反対をしたいというふうに思います。

○議長 猪俣二郎君

次に、賛成討論の発言を許可します。

○8番 吉田正昭君

8番 新政会 吉田正昭です。

私は、賛成の立場から討論させていただきます。

近年の高齢社会の進展には、想像以上のものがありますが、平成19年度の予算案は、前年度に比べ1億7,186万円減額が行われております。高齢者個人が各自の健康に関心が深まり、テレビを初めとしたマスコミ報道も毎週のように行われ、福祉センターを初めとする健康維持のための活動にも参加者が多いと聞きます。

一方、厚生労働省では、増加する医療費の抑制にさまざまな方策が考えられていると聞きます。町でも保健センターでの健診相談事業、また福祉センター各所では、健康体操を初め多くのメニューを用意され、積極的な予防事業に取り組み、医療費の削減を図っていることと思います。

今後ともさまざまな機会をとらえ、当町の福祉及び保健の連携をより一層強化し、高齢者への健康増進、医療支援、医療費の抑制による健全運営に努められるよう要望し、賛成いたします。

○議長 猪俣二郎君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第20号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第25 議案第21号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第26 議案第22号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第27 議案第23号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。  
本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第28 議案第24号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第29 議案第25号「平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第30 議案第26号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第31 議案第27号「平成19年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 猪俣二郎君

日程第32 議案第30号「リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 中村英子君

それでは、意見書のご提案を申し上げます。

議案第30号「リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年3月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、蟹江町議会議員、奥田信宏、同大原龍彦、同加藤正雄、同菊地久、同小原喜一郎であります。

意見書案を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書（案）。

平成18年4月の診療報酬改定により、リハビリテーションに関する評価体系が大きく変えられ、保険診療の適用される期間が限定され、リハビリテーション医療が大幅に制限された。その結果、少なくない患者のリハビリテーションが打ち切られる事態が生じている。このままでは、リハビリテーションを必要とする患者の身体機能の低下も懸念され、患者の立場に立った見直しが求められる。個々の患者の必要に応じた十分なリハビリテーションを提供できるように、国会及び政府は、以下の点について速やかに対応されるよう要望する。

#### 記

次期診療報酬改定を待つことなく、速やかにリハビリテーションの診療報酬上の日数制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

なお、提出先につきましては、お目通しをいただければ幸いです。

以上、ご提案申し上げます。

(12番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

日程第33 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに  
ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務  
調査及び所管事務審査に付することに決定をいたします。

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第28号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」、議案  
第29号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと  
思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2案を日程に追加し、議題とすることに決定をいた  
しました。

○議長 猪俣二郎君

追加日程第34 議案第28号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたし  
ます。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

追加日程第35 議案第29号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決をされました。

○議長 猪俣二郎君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

ここで、蟹江町長から平成19年第1回蟹江町議会定例会閉会に当たり発言がしたい旨の申し出がありましたので、許可をします。

○町長 横江淳一君

平成19年第1回の議会の最終日に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、平成19年度の予算並びに諸議案を可決をいただきました。まことにありがとうございます。本日、本来ですとそれぞれの立場でごあいさつを差し上げるべきであります、議長にお許しをいただきましたので、この場でお礼を申し上げたいと思います。

また、今期を限りに3人の議員の方々のご勇退をされます。大変長きにわたりまして蟹江町行政にご尽力を賜り、ありがとうございました。ご勇退をされた後、別の立場でまた蟹江町に対する施策に対するご意見、それからご支援、ご鞭撻をよろしく願いをいたしたいと思ひます。

そしてまた、議員の皆様方におかれましては、4月に統一地方選挙がございます。5月になりまして、また皆様方の明るい笑顔がこの議場に戻ってくることを心よりご祈念申し上げ、本日のお礼とさせていただきます。長きにわたりまして、本当にありがとうございました。

○議長 猪俣二郎君

それでは、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成19年第1回蟹江町議会定例会を閉会をいたします。

(午前11時16分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。



蟹江町議会議長 猪俣二郎

蟹江町議会副議長 横江正己

5 番 議員 安井興紹

20番 議員 鈴木泰彦